

中華人民共和国の指定検査機関リストに係る対応について

令和2年10月28日
事務局

1. 中国政府による措置

日本から中国へ渡航する全ての渡航者に対して、中国政府の指定する国内医療機関（9月18日時点で116機関）において発行した新型コロナウイルスPCR検査証明書（陰性証明）の提示を求める旨の通知が9月9日に駐日中国大使館HP上で公表され、9月25日から運用を開始。

2. 日本政府の対応

日本政府が駐日中国大使館と協議した結果、我が国の「新型コロナウイルス検査証明機関登録簿」に登録された医療機関（以下、「登録医療機関」という）のうち、中国政府が求める下記要件を満たす医療機関については、医療機関側の希望に応じて、中国政府が中国指定検査機関リストへの掲載を検討することとなった。（※1）

これを受け、経済産業省は10月19日（月）～23日（金）の期間に、登録医療機関に対して中国指定検査機関リストへの掲載について募集（※2）を行った。近日中に、応募のあった医療機関の情報をとりまとめ駐日中国大使館に提供する予定であり、駐日中国大使館による確認を経て、中国指定検査機関リストに追加される見込み。

【中国側が求める要件】

1. 中国に渡航する全ての渡航者を対象とすること。（渡航目的、国籍を問わないこと）
2. 中国大使館が発行する統一フォーマットを使用すること。
3. 検査及び検査証明書発行費用の合計額（税込み）を回答すること（参考用、対外非公表）
4. PCR検査リアルタイム方式を提供できること。（採取方法（鼻咽頭・唾液）は問わない）
5. 中国政府、在外公館、航空会社からの検査証明書の虚偽の調査に協力すること。（日本語可、営業時間内の対応でよい）

※1：駐日中国大使館によると、一般渡航者からの予約を受け付けない企業診療所等は、上記の要件を満たさないためリストに掲載はしないとのこと。

※2：10月29日（月）に経済産業省から登録医療機関宛てに別紙のとおり周知。

登録医療機関の皆様へ

中華人民共和国の指定検査機関リストへの掲載について

2020年10月19日
海外渡航支援チーム

平素は海外渡航者新型コロナウイルス検査センター（TeCOT）の円滑な運営にご協力いただきましてありがとうございます。

さて、中国大使館からのお知らせにて、9月25日以降、日本から中国への渡航については、全ての渡航者に対して中国の指定する国内医療機関（9月18日時点で116機関）において発行された新型コロナウイルスPCR検査証明書（陰性証明）の提示が必要となるとの通知が一般に発出されております。

政府において在京中国大使館と協議した結果、以下に記す中国側が求める要件を満たす医療機関については、ご希望に応じて、中国政府が当該医療機関を中国側指定医療機関に追加することを検討することとなりました。海外渡航支援チームにおいてとりまとめをおこないますので、掲載を希望される医療機関につきましては、別途、個別に電子メールをご送付させていただくところに従い、事務局にご連絡いただけるようお願いいたします。

中国大使館及び総領事館は、随時リストを更新しておりますが、まずは10月23日（金）を締め切りとさせていただきます。

※既に中国の指定医療機関リストに掲載済みの医療機関はご連絡いただく必要はありません。

※今後、追加で登録される医療機関には登録申請時に上記内容を確認させていただきます。

※中国大使館より、一般渡航者からの予約を受け付けない企業診療所等については、下記の要件を満たさないためリストに掲載はしないとの連絡を受けております。

【中国側が求める要件】

1. 中国に渡航する全ての渡航者を対象とすること。（渡航目的、国籍を問わないこと）
2. 中国大使館が発行する統一フォーマットを使用すること。
3. 検査及び検査証明書発行費用の合計額（税込み）を回答すること（参考用、対外非公表）
4. PCR検査リアルタイム方式を提供できること。（採取方法（鼻咽頭・唾液）は問わない）
5. 中国政府、在外公館、航空会社からの検査証明書の虚偽の調査に協力すること。
（日本語可、営業時間内の対応でよい）

【参考】中華人民共和国駐日本国大使館HP

<http://www.china-embassy.or.jp/jpn/sgxw/t1813386.htm>

【問い合わせ先】

経済産業省 貿易経済協力局 投資促進課 海外渡航支援チーム 担当者：大崎、池園

電話：03-3501-1511（内線 3181）、03-3501-1662（直通）、03-3501-2082（FAX）

メール：kaigaitokosien-chinalist@meti.go.jp